

# 第160回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

平成28年6月24日（金曜日）  
午前10時  
（受付開始：午前9時30分）

## 開催場所

大手門パインビル  
2階会議室

福岡市中央区大手門一丁目1番12号

## 目次

■第160回定時株主総会招集ご通知	01
■株主総会参考書類	03
第1号議案 株式併合の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	
■添付書類	
事業報告	24
連結計算書類	48
計算書類	50
監査報告書	52

(証券コード1518)  
平成28年6月2日

株 主 各 位

福岡市中央区大手門一丁目1番12号  
**三井松島産業株式会社**  
代表取締役社長 天 野 常 雄

## 第160回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

去る4月に発生しました平成28年熊本地震により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区大手門一丁目1番12号  
大手門パインビル 2階 会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第160期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第160期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 本招集ご通知に際して記載すべき書類のうち、株式会社の支配に関する基本方針の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>）に掲載しておりますので、本招集通知および添付書類には記載しておりません。
  3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 株式併合の件

##### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、また、株主の皆様の権利に出来る限り影響を及ぼすことがないよう、株式併合（10株を1株に併合）を行うものであります。

##### 2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

##### 3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

##### 4. 効力発生日における発行可能株式総数

30,000,000株

##### 5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、端数株式の処分方法など、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 併合により発行済株式総数は10分の1に減少いたしますが、純資産の変動はありませんので、1株当たりの純資産は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権や株主優待等、株主の皆様様の権利も変動はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 株式併合に関する変更

- ① 本総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるとともに、全国証券取引所における「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものであります。(変更案第6条、7条)
- ② 上記①の変更の効力は、第1号議案の株式併合の効力発生をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日にこれを削除するものいたします。(変更案附則2)

#### (2) 監査等委員会設置会社移行に関する変更

- ① 議決権を有する監査等委員である取締役から構成する「監査等委員会」を設置することで、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図り、企業価値を向上させることを目的として「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。(変更案第4条、18条～20条、24条、30条、32条～36条、39条、附則1)
- ② 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、改正会社法といいます。)第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除きます。)の決定の全部または一部を取締役に委任することが定款の定めにより可能となりましたので、より機動的な経営を目指すべく、規定を新設するものであります。(変更案第27条)

#### (3) その他の変更

- ① 当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、事業目的を追加するものであります。(変更案第2条)
- ② 役付取締役をより柔軟に選任できるよう、役付取締役に関する規定の文言を修正するものであります。(変更案第21条)
- ③ 当社は経営の意思決定機関である取締役会と、その意思決定に基づいた業務執行を分担する執行役員制度を取り入れ、経営基盤の強化を図っております。かかる実態に合わせて、執行役員に関する規定を新設するものであります。(変更案第22条)

④ 取締役会の招集について、招集通知の発送日を会日の3日前とするものであります。(変更案第24条)

⑤ 改正会社法により、責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結することができるものと変更するものであります。なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第31条)

(4) 上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、1 (1) の変更は、第1号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生をもって効力を生じるものとします。その他の変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款		変 更 案	
<b>第1章 総 則</b>		<b>第1章 総 則</b>	
第1条	<条文省略>	第1条	<現行どおり>
(目的)		(目的)	
第2条	当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第2条	当社は、下記の事業を営むことを目的とする。
1.		1.	
～	<条文省略>	～	<現行どおり>
21.		21.	
	<新設>	22.	<u>紳士服、婦人服、ワイシャツ等の衣料品の製造及び縫製加工並びに販売</u>
22.	<条文省略>	23.	<現行どおり>
23.	<条文省略>	24.	<現行どおり>
第3条	<条文省略>	第3条	<現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3億株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第8条～第17条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。 &lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>30,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第8条～第17条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12名以内</u>とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。            &lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。            &lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>2 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>4 <u>当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定する。</p> <p>3 取締役会は、取締役相談役<u>1名</u>、取締役会長<u>1名</u>、<u>取締役副会長1名</u>、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役および常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 前項にかかわらず、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定する。</p> <p>3 取締役会は、取締役相談役、取締役会長以下、<u>役付取締役を若干名定めることができる。</u></p> <p>(執行役員)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により執行役員を置き、業務執行を委任することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発するものとする。ただし、急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 前項にかかわらず、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第27条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条～第27条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)  第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)  第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>8百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p>(監査役の数)  第30条 当会社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)  第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第28条～第29条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)  第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)  第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 監査役会は、各監査役が招集する。</p> <p>2 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 前項にかかわらず、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に特段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成する。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</p> <p>2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 前項にかかわらず、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に特段の定めがある場合には、その定めによる。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第39条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、8百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第40条～第41条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 相談役および顧問</b></p> <p>第43条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第37条～第38条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 相談役および顧問</b></p> <p>第40条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第8章 計 算</b></p> <p>第44条～第47条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="padding-left: 100px;">&lt;新設&gt;</p> <p style="padding-left: 100px;">&lt;新設&gt;</p> <p>(平成26年6月27日改正)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 計 算</b></p> <p>第41条～第44条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>附 則</p> <p>1. (監査等委員会設置会社移行前における社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>平成28年6月開催の第160回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任に関する締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。</p> <p>2. (定款一部変更の効力発生日)</p> <p>第6条及び第7条の変更は、当会社第160回定時株主総会の第1号議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成28年10月1日をもって当該変更の効力が発生するものとする。なお、本附則は当該変更の効力が発生した日をもって削除する。</p> <p>(平成28年6月24日改正)</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更（第2号議案における1.(1)を除く。）の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	くしま しんいちろう 申間 新一郎 (昭和26年6月4日)	昭和50年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成7年2月 同行国際企画部詰 インドネシアさくら銀行副社長 平成11年10月 同行鹿児島支店長 平成16年4月 株式会社ベルデ九州取締役管理本部長 平成17年6月 当社入社 取締役 常務執行役員 平成19年6月 当社取締役 専務執行役員 平成20年4月 当社取締役 副社長執行役員 平成20年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員 平成26年6月 当社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director	109,000株
(取締役候補者とした理由) 申間新一郎氏は、当社の代表取締役社長、代表取締役会長を歴任し、経営責任者として、取り巻く環境変化に応じて新規事業参入・育成を推進する等、豊富な経営経験と実績を有しています。当社は、同氏がその経験や知見を当社取締役会で活かすことにより、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの実効性強化が期待できることから、取締役候補者としたものです。			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
2	<p>あまのつねお 天野常雄 (昭和33年7月8日)</p>	<p>昭和56年4月 川鉄商事株式会社（現JFE商事株式会社）入社            平成13年4月 同社原料部担当部長            平成16年1月 コーニング・インターナショナル株式会社入社            光通信システム営業部長            平成20年8月 当社入社            MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. 出向            平成21年6月 当社執行役員            燃料・エネルギー事業部長            平成22年6月 当社取締役 常務執行役員            燃料・エネルギー事業部長            平成25年4月 当社取締役 常務執行役員            燃料・エネルギー事業部長 不動産事業部担当            海外業務部担当            平成26年6月 当社代表取締役社長(現任)            (重要な兼職の状況)            MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. CEO</p>	69,000株
<p>(取締役候補者とした理由)            天野常雄氏は、長年にわたる石炭営業経験を活かし、当社の燃料事業を牽引してまいりました。また、平成26年より代表取締役社長として、当社グループ全体の経営基盤強化および経営適正化の舵取りを担い、企業価値向上に貢献しております。当社は、同氏のこのような実績と知見を当社取締役会で活かすことにより、当社の更なる発展が期待できることから、取締役候補者としたものです。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">こやなぎ しんじ 小柳 慎司 (昭和33年9月19日)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社  平成15年7月 当社社長室長  平成18年6月 当社経営企画室長  平成19年6月 当社執行役員 経営企画室長兼海外業務部長  平成22年6月 当社常務執行役員  経営企画部長 海外業務部担当  平成23年6月 当社取締役 常務執行役員  経営企画部長 海外業務部担当  平成23年10月 当社取締役 常務執行役員  経営企画部長 国内関連業務部長 海外業務部担当  平成25年4月 当社取締役 常務執行役員  経営企画部担当 総務部担当 人事部担当  国内関連業務部担当 内部監査室担当  平成26年6月 当社取締役 専務執行役員  総務部担当 人事部担当 国内関連業務部担当  内部監査室担当 不動産事業部担当  平成26年7月 当社取締役 専務執行役員  総務部担当 人事部担当 内部監査室担当 非エネルギー事業本部担当 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director  日本ストロー株式会社 代表取締役会長</p>	61,000株
<p>(取締役候補者とした理由)  小柳慎司氏は、当社の営業部門 (海外・国内)、管理部門の責任者を歴任し、それぞれの分野を牽引してまいりました。当社は、同氏がその経験や知見に加え、経営上のバランス感覚を取締役会で活かすことにより、取締役会の実効性強化が期待できることから、取締役候補者としたものです。</p>			



候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
4	<p>の も と と し ひ る 野元敏博 (昭和33年3月11日)</p>	<p>昭和57年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 平成16年4月 同行川口法人営業部 部長 平成18年4月 同行自由が丘法人営業部 部長 平成21年4月 同行大森法人営業部 部長 平成23年5月 当社出向 経営企画部 部長 平成24年5月 当社入社 理事 経営企画部 部長 平成25年4月 当社執行役員 経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当 平成26年7月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部担当 システム企画室担当 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部長 システム企画室担当（現任） (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 日本ストロー株式会社 取締役 株式会社エムアンドエムサービス 取締役 花菱縫製株式会社 取締役</p>	31,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 野元敏博氏は、長年にわたる金融機関での職務経験を活かし、企画部門等の責任者として、当社の財務体質の改善・強化および当社成長戦略のひとつである新規事業の育成・強化に尽力してまいりました。当社は、同氏がその経験や知見を当社取締役会で活かすことにより、取締役会の実効性強化が期待できることから、取締役候補者としたものです。</p>			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更（第2号議案における1.(1)を除く。）の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	高田 義雄 (昭和31年4月16日)	昭和50年4月 三井鉱山株式会社（現日本コークス工業株式会社）入社 昭和56年10月 三井鉱山建材販売株式会社出向 昭和59年10月 当社入社 平成15年7月 当社財務・経理事業部 経理部長 平成18年6月 当社執行役員 経理部長兼内部監査室長 平成22年6月 当社常務執行役員 経理部長 情報システム部担当 平成25年4月 当社顧問 平成25年6月 当社常勤監査役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社エムアンドエムサービス 監査役	29,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>高田義雄氏は、長年にわたり、財務・経理部門において豊富な業務経験と実績を有しております。平成25年以降は当社の監査役として経営全般の監査・監督を行い、当事業に関する幅広い知見を有しております。監査等委員会設置会社移行後も、引き続き高田氏の経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者とするものです。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">あらかしげ 荒木隆繁 (昭和26年10月13日)</p>	<p>昭和50年4月 株式会社親和銀行入行                      平成6年7月 同行相浦支店長兼上相浦出張所長                      平成8年5月 同行卸本町支店長                      平成10年6月 同行諫早支店長                      平成12年12月 同行マーケティング部長                      平成14年6月 同行営業統括部長兼マーケティング部長                      平成15年4月 同行営業統括部長                      平成15年6月 同行取締役 営業統括部長                      平成17年6月 同行代表取締役頭取                      株式会社九州親和ホールディングス取締役                      平成18年6月 同社代表取締役社長                      平成19年10月 株式会社親和銀行特別参与                      平成20年6月 当社監査役（社外）                      平成20年8月 株式会社F F Gビジネスコンサルティング代表取締役社長                      平成24年6月 当社常勤監査役（社外）（現任）                      （重要な兼職の状況）                      日本ストロー株式会社 監査役                      花菱縫製株式会社 監査役</p>	6,000株
<p>（社外取締役候補者とした理由）                      荒木隆繁氏は、金融機関における長年の経験および経営者として、トップマネジメントの経験を有し、経営に関する高い知見を有しております。また、平成20年以降は当社の社外監査役を務め、当社の事業内容等に精通しております。監査等委員会設置会社移行後も、引続き当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、社外取締役としての職務の適切な遂行が期待できると判断し、取締役候補者とするものです。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	のたべ てつや 野田部 哲也 (昭和33年8月10日)	平成3年4月 弁護士登録 平成3年4月 河野美秋法律事務所入所 平成9年4月 河野・野田部法律事務所開設 平成25年6月 当社監査役(社外)(現任) 平成27年4月 河野・野田部法律事務所 代表弁護士(現任) (重要な兼職の状況) 日本司法支援センター福岡地方事務所副所長	11,000株
(社外取締役候補者とした理由) 野田部哲也氏は長年にわたる弁護士としての幅広い経験を活かし、平成25年以降当社の社外監査役として、取締役会にて積極的に発言する等、職務を適切に果たしております。監査等委員会設置会社移行後も、野田部氏の経験や知見を当社取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者とするものです。			

- (注)
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 荒木隆繁氏および野田部哲也氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、荒木隆繁氏および野田部哲也氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認可決された場合には引き続き独立役員とする予定であります。
  - 荒木隆繁氏および野田部哲也氏が社外取締役に選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項および当社定款規定による責任限定契約を締結する予定であります。また、高田義雄氏が取締役に選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件に、業務執行取締役ではない同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款規定による責任限定契約を締結する予定であります。「第2号議案 定款一部変更の件」が原案通り承認可決された場合の責任限定契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
  - 荒木隆繁氏および野田部哲也氏は、過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
  - 荒木隆繁氏および野田部哲也氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
  - 荒木隆繁氏および野田部哲也氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
  - 荒木隆繁氏および野田部哲也氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  - 荒木隆繁氏および野田部哲也氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

9. 荒木隆繁氏および野田部哲也氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
10. 荒木隆繁氏の社外取締役としての独立性等について  
荒木隆繁氏は、平成19年10月までは当社の主要取引銀行であり当社との間で資金借入等の取引のある株式会社親和銀行の代表取締役頭取であり、また平成19年8月まで同行の親会社である株式会社九州親和ホールディングスの代表取締役社長でありました。現在では株式会社九州親和ホールディングスは解散しており、また荒木隆繁氏は株式会社親和銀行においては何らの役職にも就いておらず、報酬等も受け取っていないため、利害関係は一切ありません。さらに荒木隆繁氏は、当社と取引のある株式会社福岡銀行の子会社である株式会社F F Gビジネスコンサルティングの取締役（代表取締役社長）でしたが、平成24年4月2日に辞任しております。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更（第2号議案における1.(1)を除く。）の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">しのはら たかし 篠原 俊 (昭和29年12月7日)</p>	<p>昭和55年3月 公認会計士登録 昭和57年1月 公認会計士篠原俊事務所開設（現任） 昭和59年5月 税理士登録 平成22年1月 篠原・植田税理士法人 代表社員（現任） 平成22年6月 当社取締役（社外）（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ベスト電器 監査役（社外）</p>	0株
<p>(補欠の社外取締役候補者とした理由) 篠原俊氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、また当社の社外取締役として当社の経営全般に関与してきたことから、その豊富な専門知識と、当社での経験を活かして、監査等委員である社外取締役の職務の適切な遂行が期待できると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者とするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 篠原俊氏は、補欠の社外取締役候補者であります。篠原俊氏が社外取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定です。
3. 篠原俊氏が社外取締役として就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款に基づき、当社定款の規定による責任限定契約を締結する予定であります。[第2号議案 定款一部変更の件]が原案通り承認可決された場合の責任限定契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
4. 社外取締役としての独立性等について
- (1) 独立性について
- ① 篠原俊氏は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
  - ② 篠原俊氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。

- ③ 篠原俊氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
  - ④ 篠原俊氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  - ⑤ 篠原俊氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
  - ⑥ 篠原俊氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
篠原俊氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和62年6月26日開催の第131回定時株主総会において月額17百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、改めて月額17百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案通り承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役は選任いたしておりません。）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更（第2号議案における1.(1)を除く。）の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任、および経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額5百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更（第2号議案における1.(1)を除く。）の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

以 上



(添付書類)

# 事業報告

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度において、米国経済は雇用環境の改善や個人消費に支えられ概ね堅調に推移し、欧州経済についても緩やかな回復基調が続きましたが、中国経済は製造部門の過剰設備や在庫調整が下押し圧力となり景気の減速が鮮明となりました。

一方、わが国経済においては、政府による経済対策や日銀の金融政策により企業収益や雇用情勢に改善がみられ、緩やかな回復基調が継続いたしましたが、為替相場や株価が不安定な動きを示すなど、先行きへの不透明感が残る状況となりました。

このような経済情勢の中、当社グループにおきましては、石炭販売事業における世界の石炭需給の緩和による販売数量の減少および石炭価格の下落などにより、売上高は585億64百万円と前期比93億92百万円の減収となりましたが、石炭生産事業におけるリデル炭鉱の操業コストの減少および新たに加わった衣料品事業の業績などにより営業利益は10億7百万円（前期は2億71百万円の営業損失）となりました。

経常利益は、営業外費用に支払利息1億81百万円などを計上したものの、営業外収益に受取利息2億72百万円および為替差益1億90百万円などの計上により13億79百万円と前期比7億78百万円の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に投資事業損失7億82百万円および減損損失2億31百万円などを計上したものの、特別利益に固定資産売却益16億30百万円などの計上により15億12百万円と前期比9億27百万円の増益となりました。

当連結会計年度における事業別の概況は次のとおりであります。

ただし、次の事業別の概況における売上高は、セグメント間取引消去前の金額であります。

#### 【石炭販売事業】

当連結会計年度における売上高は、販売数量の減少および石炭価格の下落により377億47百万円と前期比117億76百万円の減収となり、セグメント利益は2億56百万円と前期比1億68百万円の減益となりました。

#### 【石炭生産事業】

当連結会計年度における売上高は、石炭代金決済レート（US\$/A\$）が豪ドル安となったものの、販売数量の減少および石炭価格の下落により115億71百万円と前期比10億31百万円の減収となりました。セグメント利益は、上記石炭代金決済レートの好転に加え、リデル炭鉱における操業コストの減少などにより10億8百万円と前期比9億55百万円の増益となりました。

#### 【再生可能エネルギー事業】

平成26年10月よりメガソーラーつやざきNo.3発電所が稼働したことに伴い、当連結会計年度における売上高は3億4百万円と前期比61百万円の増収となり、セグメント利益は1億36百万円と前期比38百万円の増益となりました。

#### 【飲食用資材事業】

前連結会計年度末において子会社の決算期を12月から3月へ変更したことに伴い、前連結会計年度は平成26年1月から平成27年3月の15ヶ月間、当連結会計年度は平成27年4月から平成28年3月の12ヶ月間における業績を計上しております。

当連結会計年度における売上高は、決算期を変更した影響により38億90百万円と前期比6億78百万円の減収となりましたが、セグメント利益は、のれん償却費91百万円を計上したものの、営業費用の減少により4億47百万円と前期比62百万円の増益となりました。

#### 【衣料品事業】

本事業は、花菱縫製(株)を当連結会計年度において連結子会社化したことに伴い、新たに加わったものであり、同社は紳士服・婦人服・ワイシャツの企画・生産・販売および受託生産事業を行っております。

当連結会計年度における売上高は26億15百万円となり、セグメント利益は、のれん償却費41百万円を計上したものの2億99百万円となりました。

なお、当連結会計年度において連結の範囲に含めているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

#### 【施設運営受託事業】

当連結会計年度における売上高は、新規運営施設の受託および既存施設の宿泊客の増加などに伴い61億76百万円と前期比5億53百万円の増収となり、セグメント利益は、のれん償却費1億33百万円を計上したものの81百万円（前期は10百万円のセグメント損失）となりました。

**【不動産事業】**

当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度末に賃貸マンションを売却したことなどにより3億69百万円と前期比33百万円の減収となりましたが、セグメント利益は1億6百万円と前期比14百万円の増益となりました。

**【港湾事業】**

当連結会計年度における売上高は、5億円と前期比43百万円の減収となり、セグメント利益は41百万円と前期比37百万円の減益となりました。

**【その他事業】（介護事業等）**

当連結会計年度における売上高は、18億18百万円と前期比2億28百万円の減収となり、91百万円のセグメント損失（前期は44百万円のセグメント損失）となりました。

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

**(2) 対処すべき課題**

今後の経済の見通しといたしましては、先進国の堅調な経済成長とともに緩やかな回復基調が継続することが見込まれますが、中国をはじめとする新興国や資源国における景気の下振れ懸念など海外経済の動向には不確実性が残ることから、先行きの不透明感は払拭できないものと思われれます。

当社グループの石炭事業を取り巻く環境につきましては、近年の新興国の需要急増を受けた新規炭鉱開発・インフラ拡張に伴い供給量が大幅に増大する一方、世界最大の消費国である中国の経済成長の鈍化や、米国におけるシェールガスの台頭などの影響により需給が緩和し、価格は低位に推移しております。しかしながら、今後もインドをはじめとしたアジア新興国の経済成長を背景とした堅調な需要の拡大が見込まれており、日本国内においても石炭火力発電所の新增設により中長期的な需要の拡大が予想されております。さらに、不採算炭鉱の閉山や生産休止といった生産調整の動きも進みつつあることなどから、将来的に石炭市況は回復に向かうことが見込まれ、中長期的に石炭は有望な事業であると考えております。

このような環境の中、当社グループといたしましては、石炭生産事業において創業来から保有する石炭関連の高いノウハウ・技術力を駆使して、現在進行中の新規プロジェクトを着実に進め、自社権益炭を拡大させるとともに、既存プロジェクトのコスト削減などにより収益性の向上に注力してまいります。

また、現在の強固な財務基盤を背景に、今後も引き続き収益の安定化・多様化を図るべく、石炭生産事業以外の分野でM&A等も含めた積極的な新規事業の育成・強化に努め、安定的な事業ポートフォリオを構築し持続的な成長・発展を進めてまいります。

なお、当企業集団における各事業の課題は、次のとおりであります。

#### 【石炭販売事業】

当社グループの強みである優良需要家とのネットワークを効率的に活用した営業活動を展開するとともに、顧客のニーズに対応した仕入ソースの拡大に注力いたします。あわせて、現行の石炭輸入販売等の商社ビジネスに加え、電力自由化等に対応して、より石炭利用に近い分野での新規事業の開発に取り組んでまいります。

#### 【石炭生産事業】

新興国を中心に今後も石炭需要の増加が見込めることから、良質な石炭の安定供給へ向け、引き続きリデル炭鉱の安定操業およびコスト削減などによる収益性の向上に努めてまいります。また、インドネシアGDM炭鉱の開発を着実に実行し、新たな収益源とするとともに、出資先である豪州Square Exploration社の探査事業などを通じて、自社権益炭の拡大に取り組んでまいります。

#### 【再生可能エネルギー事業】

太陽光などの再生可能エネルギーは、コスト面や供給安定性における課題はありますが、永続的に利用可能で環境負荷低減にも貢献することから、わが国においては今後もその導入拡大が進められております。このような状況の中、現在稼働中の「メガソーラーつやざき発電所（6MW）」の効率的かつ安定的な運営に努めてまいります。

#### 【飲食用資材事業】

日本ストロー株式会社は、国内伸縮ストロー市場において圧倒的なシェアを有し、大手乳業・飲料メーカー等の優良顧客との安定的な取引基盤を有しております。主力の伸縮ストローの製造・販売については、国内市場を中心にさらなる顧客基盤の強化・拡大を目指し、製品の付加価値向上と品質安定化に努めてまいります。

なお、平成28年熊本地震により同社熊本工場の一部に被害を受けました。現在、鋭意復旧作業を取り進めており、順次生産を再開しております。

#### 【衣料品事業】

花菱縫製株式会社は、昭和10年創業以来「イージーオーダースーツ」の先駆者として国内初の重衣料（スーツ・コート等）の工業システム化に成功し、現在、国内に5つの縫製工場を有し、商品開発から生産・販売までの国内一貫体制により事業を展開しております。今後は本事業の更なる育成・強化を推進し、収益向上を図ってまいります。

**【施設運営受託事業】**

当社グループの地盤である九州地区ほか日本各地での民間企業・地方自治体などが所有する保養所・研修所その他施設を対象とした運営受託事業の拡充に取り組んでまいります。また、既存の運営受託施設については、利用者の拡大を進めるとともに、施設運営の効率化により収益向上を図ってまいります。

**【不動産事業】**

現有不動産資産について、グループで展開している介護事業への転用を含め、資産の有効活用を検討してまいります。

**【港湾事業】**

引き続き揚炭・荷役業務の安全操業に努めるとともに、本事業における業務受託の拡大を図ってまいります。

**【その他事業】（介護事業等）**

平成26年度にスタートした介護事業は、福岡市において2棟のサービス付高齢者向け住宅を運営しております。今後は利用者の満足度を更に高めるサービスを提供し、収益の向上に取り組んでまいります。

当社グループは、「人と社会の役に立つ」を経営の基本理念として、より豊かな活気ある社会づくりに向けての事業展開を行い、常に社会から必要とされる企業を目指して邁進していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

**(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度の所要資金は、借入金および自己資金によって賄い、増資または社債発行等による特別の資金調達は行っておりません。

**(4) 設備投資の状況**

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は10億92百万円であり、主なものは石炭生産事業におけるMITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.の重機増強およびMITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.の鉱区権取得などの7億94百万円です。

**(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

会社名	株式の種類等	取得株式数
花菱縫製株式会社	普通株式	12,000株

(9) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区分	第157期 (平成24年度)	第158期 (平成25年度)	第159期 (平成26年度)	第160期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	84,009	77,300	67,956	58,564
経常利益 (百万円)	4,108	2,524	600	1,379
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,699	1,532	584	1,512
1株当たり当期純利益 (円)	12.26	11.05	4.22	10.91
総資産 (百万円)	56,280	59,812	58,091	55,281
純資産 (百万円)	31,129	32,807	34,432	32,891
1株当たり純資産 (円)	224.52	236.60	248.30	237.17

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
3. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
4. 第157期においては、特別損失に投資有価証券評価損4億23百万円および減損損失3億44百万円など合計12億5百万円を計上したことから、16億99百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。

5. 第158期においては、特別利益に固定資産売却益4億64百万円、特別損失に固定資産売却損1億99百万円、投資有価証券評価損1億27百万円および減損損失4億1百万円などを計上したことから、15億32百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。
6. 第159期においては、特別利益に投資有価証券売却益4億73百万円、特別損失に関係会社整理損失引当金繰入額1億99百万円および減損損失1億98百万円などを計上し、平成28年3月期からの連結納税制度導入に伴う税効果会計の適用などによる法人税等調整額(利益)10億7百万円を計上したことから、5億84百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。
7. 当連結会計年度につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

## ② 事業報告作成会社の財産および損益の状況の推移

区 分	第157期 (平成24年度)	第158期 (平成25年度)	第159期 (平成26年度)	第160期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	69,155	62,564	50,213	38,463
経 常 利 益 (百万円)	1,100	1,161	1,063	784
当 期 純 利 益 (百万円)	73	1,191	1,385	2,084
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	0.53	8.59	9.99	15.03
総 資 産 (百万円)	34,837	34,848	33,266	33,254
純 資 産 (百万円)	19,658	20,141	20,832	22,132
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	141.78	145.27	150.25	159.63

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第157期においては、減損損失3億22百万円、関係会社事業損失2億65百万円などを特別損失に計上したことから、当期純利益は73百万円となりました。
4. 第158期においては、特別利益に固定資産売却益4億63百万円、特別損失に減損損失2億16百万円ならびに固定資産売却損1億96百万円などを計上したことから、当期純利益は11億91百万円となりました。
5. 第159期においては、特別利益に投資有価証券売却益4億44百万円、特別損失に関係会社整理損失引当金繰入額2億44百万円、減損損失1億98百万円などを計上し、平成28年3月期からの連結納税制度導入に伴う税効果会計の適用などによる法人税等調整額(利益)5億80百万円を計上したことから、当期純利益は13億85百万円となりました。

6. 当事業年度においては、特別利益に固定資産売却益16億16百万円、特別損失に減損損失2億31百万円などを計上し、法人税等調整額（利益）3億44百万円を計上したことから、当期純利益は20億84百万円となりました。



## (10) 重要な親会社および子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 子会社の状況（平成28年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.	131百万A\$	100.0	石炭関連海外子会社の統括・管理および海外炭鉱への投融資
MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.	116百万A\$	100.0 (100.0)	豪州NSW州リデル炭鉱の共同開発事業
MMIコールテック株式会社	50百万円	100.0 (100.0)	各種資源の調査および石炭鉱山の操業管理
MMI Indonesia Investments PTY LTD.	34万US\$	100.0 (100.0)	PT Gerbang Daya Mandiriの持株会社
MMエネルギー株式会社	50百万円	100.0	太陽光等の再生可能エネルギーによる発電事業
合同会社津屋崎太陽光発電所No.1	10百万円	90.0 (90.0)	メガソーラーつやざきNo.1 発電所の事業運営
合同会社津屋崎太陽光発電所No.2	10百万円	90.0 (90.0)	メガソーラーつやざきNo.2 発電所の事業運営
合同会社津屋崎太陽光発電所No.3	10百万円	90.0 (90.0)	メガソーラーつやざきNo.3 発電所の事業運営
永田エンジニアリング株式会社	20百万円	100.0	選別機等産業機械設備の設計・製作
日本ストロー株式会社	310百万円	100.0	ストローの製造販売および包装資材の仕入販売
花菱縫製株式会社	80百万円	100.0	紳士服・婦人服・ワイシャツの企画・生産・販売および受託生産事業
株式会社エムアンドエムサービス	30百万円	100.0	宿泊施設・保養所・研修所等の運営受託事業

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
MMライフサポート株式会社	80百万円	100.0	高齢者向け住宅の運営および介護サービス事業
松島港湾運輸株式会社	20百万円	100.0	揚炭、荷役業務の請負
株式会社松島電機製作所	250百万円	100.0	電気・機械器具類の製造販売
株式会社大島商事	10百万円	100.0	プロパンガス供給事業
三井松島リソース株式会社	100百万円	100.0	炭鉱技術の研修事業
池島アーバンマイン株式会社	80百万円	80.0	リサイクル事業

- (注) 1. 出資比率の ( ) は、事業報告作成会社の子会社の出資比率を内訳で表示しております。  
2. MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.、MMI コールテック株式会社およびMMI Indonesia Investments PTY LTD. は、MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. の完全子会社であります。  
3. 平成27年8月26日に株式譲渡契約を締結し、同年10月1日付で花菱縫製株式会社の全株式を取得いたしました。  
4. 池島アーバンマイン株式会社は、平成24年7月に合金鉄事業、平成26年12月にはA S R (廃自動車シュレッダーダスト) 再資源化リサイクル事業を休止したことにより事業活動を停止いたしました。

③ 関連会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
(持分法適用関連会社) LIDDELL COAL SALES PTE.LIMITED	2百万US\$	32.5	豪州NSW州リデル炭鉱で採掘される石炭の販売
(持分法適用関連会社) PT Gerbang Daya Mandiri	10,000百万ルピア	30.0 (30.0)	インドネシアにおける石炭の生産・販売

(注) 出資比率の ( ) は、事業報告作成会社の子会社の出資比率を内訳で表示しております。

④ 特定完全子会社の状況 (平成28年3月31日現在)  
該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業部門	事業内容
石炭販売事業	石炭の販売
石炭生産事業	石炭の生産、資源開発のコンサルタント業
再生可能エネルギー事業	太陽光等の再生可能エネルギーによる発電事業
飲食用資材事業	ストローの製造販売および包装資材の仕入販売
衣料品事業	紳士服・婦人服・ワイシャツの企画・生産・販売および受託生産事業
施設運営受託事業	宿泊施設の運営、保養所・研修所等の運営受託事業
不動産事業	賃貸ビル、マンションなどの賃貸業
港湾事業	揚炭、荷役業務の請負
その他事業	介護事業 選別機等産業機械設備の設計・製作 電気・機械器具類の製造販売 産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業（炭鉱技術移転事業）

## (12) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

当 社	本 店	福岡市中央区大手門一丁目1番12号
	営業拠点	東京支社（東京都中央区）
子 会 社	海 外	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. (オーストラリア) MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD. (オーストラリア)
	国 内	日本ストロー株式会社 : 本社（東京都品川区） 富士工場（静岡県富士市） 熊本工場（熊本県熊本市） 花菱縫製株式会社 : 本社（埼玉県さいたま市） 岩槻工場（埼玉県さいたま市） 新前橋工場（群馬県前橋市） 株式会社エムアンドエムサービス : 本社（大阪府大阪市）

**(13) 従業員の状況** (平成28年3月31日現在)

## ① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,142名	415名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員698名)は含んでおりません。  
 2. 従業員数増加の主な理由は、花菱縫製株式会社を連結の範囲に含めたことにより、衣料品事業において従業員が428名増加したことによるものであります。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
52名	3名減	42.4才	9.9年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員4名)は含んでおりません。

**(14) 主要な借入先** (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	2,803
株式会社三井住友銀行	2,671
株式会社みずほ銀行	1,229
株式会社親和銀行	1,106
株式会社日本政策投資銀行	800
株式会社三菱東京UFJ銀行	548
三井住友信託銀行株式会社	525
三菱UFJ信託銀行株式会社	513

(注) 借入額は、短期および長期借入金を掲げております。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式数

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 138,677,572株（うち自己株式29,033株）

(2) 株主数 12,035名（前期末比1,068名減）

### (3) 大株主

大株主の状況（上位10名）は次のとおりです。

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
那 須 功	5,747	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,186	3.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,799	2.74
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,318	2.39
株 式 会 社 親 和 銀 行	3,268	2.36
中 島 尚 彦	3,000	2.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,875	2.07
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル スモールキャップ パリュール ポートフォリオ	2,369	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,691	1.22
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	1,600	1.15

（注） 持株比率は自己株式（29,033株）を控除して計算しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
申間 新一郎	代表取締役会長	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director
天野 常雄	代表取締役社長	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. CEO
小柳 慎司	取締役 専務執行役員 総務部担当 人事部担当 内部監査室担当 非エネルギー事業本部担当	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 日本ストロー株式会社 代表取締役会長
野元 敏博	取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部長 システム企画室担当	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 日本ストロー株式会社 取締役 株式会社エムアンドエムサービス 取締役 花菱縫製株式会社 取締役
篠原 俊	取締役	公認会計士篠原俊事務所 所長 篠原・植田税理士法人 代表社員 株式会社ベスト電器 監査役（社外） 福岡リート投資法人 監督役員
高田 義雄	常勤監査役	株式会社エムアンドエムサービス 監査役
荒木 隆繁	常勤監査役	日本ストロー株式会社 監査役 花菱縫製株式会社 監査役
野田部 哲也	監査役	河野・野田部法律事務所代表 日本司法支援センター福岡地方事務所副所長

(注) 1. 取締役 篠原俊氏は、社外取締役であります。  
なお、同氏は東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 監査役 荒木隆繁、野田部哲也の両氏は、社外監査役であります。  
なお、両氏は東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役 高田義雄氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 小柳慎司氏は、平成27年6月16日付で当社連結子会社である日本ストロー株式会社の代表取締役会長に就任いたしました。
5. 平成27年6月24日付で、以下のとおり取締役の地位および担当に異動がありました。

氏名	地位および担当	
	変更後	変更前
野元敏博	取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部長 システム企画室担当	取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部担当 システム企画室担当

6. 取締役 野元敏博氏は、平成27年10月1日付で当社連結子会社である花菱縫製株式会社の取締役に就任いたしました。
7. 監査役 荒木隆繁氏は、平成27年10月1日付で当社連結子会社である花菱縫製株式会社の監査役に就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、責任限度額を8百万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	178百万円 (8百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	43百万円 (25百万円)
計	8名	221百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額17百万円であります。  
(昭和62年6月26日開催の第131回定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額4百万円であります。  
(平成6年6月29日開催の第138回定時株主総会決議)

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・ 篠原俊氏は、公認会計士篠原俊事務所および篠原・植田税理士法人を経営する公認会計士、税理士であり、また、株式会社ベスト電器の社外監査役および福岡リート投資法人の監督役員を兼務しておりますが、それら全ての法人等と当社の間には資本関係および取引関係はありません。
- ・ 荒木隆繁氏は、日本ストロー株式会社および花菱縫製株式会社の監査役を兼務しております。両社は当社の出資比率が100%の子会社であります。
- ・ 野田部哲也氏は、河野・野田部法律事務所を経営する弁護士であり、日本司法支援センター福岡地方事務所の副所長を兼務しておりますが、それら全ての法人等と当社の間には資本関係および取引関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	篠 原 俊	当期開催の取締役会16回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、営業活動、財務活動にわたって積極的に意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する為の発言を行っております。
社 外 監 査 役	荒 木 隆 繁	当期開催の取締役会16回全て、また、監査役会14回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般にわたり意見を述べるなど、種々の発言を行っております。
社 外 監 査 役	野 田 部 哲 也	当期開催の取締役会16回全て、また、監査役会14回全てに出席し、法曹界での豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々の発言を行っております。

##### ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

67百万円

② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額

60百万円

③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

60百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況の相当性、報酬見積もりの算出根拠を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるデューデリジェンス業務についての対価を支払っております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や適格性を害する事由の発生により、適正な監査業務を遂行できないと認められる場合は、会社法第344条第1項に基づく監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案を決定いたします。

## (6) 事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則の定めに基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決議しております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、全使用人を含めた者を対象とする行動規範として「行動憲章」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、遵守を図る。取締役会については、取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保され、原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ顧問弁護士等に意見を求め、法令定款違反行為を未然に防止する。

また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針および分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役会に報告し、その是正を図る。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社およびその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）全体のリスク管理の基本的枠組みを定めた「リスク管理規程」に従って、「リスク管理委員会」を中心にリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る。
- ii 業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクは、事前に各部署において検討の上、経営会議ならびに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。
- iii 仕入・販売取引、為替・金利変動、与信リスク等の各部門における事業活動上のリスクについては、職務権限責任規程に基づき審査、決裁もしくは承認されることによって、

- 損失の危険を回避・予防する。
- iv 内部監査室はリスク管理体制について監査を行い、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 経営機能と業務執行の分離による意思決定の迅速化および効率化を目的に執行役員制度を導入する。
- ii 当社には意思決定機関として取締役会のほか、代表取締役および執行役員をメンバーとする経営会議を設置して権限の一部を委譲し、最重要案件のみを取締役会決議事項とすることで、取締役の職務の効率化を確保する。その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を確立するものとする。
- iii 日常の職務遂行に際しては、職務権限責任規程、業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ⑤ 使用人の職務執行が法令定款に適合することを確保するための体制
- i 当社グループの全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアルに基づき、当社グループの全使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を確立する。
- ii 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容ならびに対処案をコンプライアンス委員会を通じて取締役会、監査役に報告される体制を確立する。
- iii コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、必要に応じ、各部門に責任者、推進者を配置し、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督することとする。
- iv 内部監査室は、法令・定款・社内規程の遵守状況について監査を行い、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- ⑥ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- i 子会社の適切な管理方針を定めたグループ会社管理規程を制定し、当社のエネルギー業務部および非エネルギー業務部が、所管する子会社の当社に対する報告事項や承認事項を管理する。
- ii 子会社の業務執行にかかる意思決定手続は、当社および子会社の職務権限責任規程に従って実行される。当社が子会社の意思決定に一定の関与を行うことで、子会社の業務運営の適正性を確保する。

- iii 当会社の内部監査室は子会社との間で内部監査契約を締結しグループ全体の内部監査を行う。監査結果は当社の関連部署および取締役会に報告され、必要に応じて是正・改善が行われる。
- iv 当社および子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項  
監査役からの要請により、必要な期間、監査役職務を補助すべき使用人を置くことがある。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - i 監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査役会の同意を必要とする。
  - ii 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査役の指揮命令下にあるものとする。
- ⑨ 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - i 当社グループの取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
  - ii 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
    - ・当社グループの内部統制システム確立に関わる部門の活動状況
    - ・当社の子会社等の監査役および内部監査室またはこれに相当する部署の活動状況
    - ・当社グループの重要な会計方針、会計基準およびその変更
    - ・当社グループの業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
    - ・当社グループの内部通報制度の運用および通報の内容
    - ・当社グループの社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回覧の義務付け
  - iii 当社グループの役職員が監査役に当該報告および情報提供を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないこととする。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - i 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

ii 当社は、監査役がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（監査役会が臨時に必要と判断する場合は、別途）設けるとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保および、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関連法令等との適合性を確保する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、内部統制システム構築の基本方針に基づき取締役の職務執行を監督いたしました。また取締役会は執行役員を選任し、代表取締役と執行役員ならびに常勤監査役（オブザーバー）で構成される経営会議において、取締役会審議事項を事前に審議いたしました。

子会社についてはグループ会社管理規程に基づき、当社のエネルギー業務部および非エネルギー業務部が所轄する子会社の当社に対する報告事項や承認事項を管理いたしました。

また、子会社の業務執行にかかる意思決定手続きについては、当社および子会社の職務権限責任規程に従って実行され、当社が子会社の意思決定に一定の関与を行うことで、子会社の業務運営の適正性の確保に努めました。

リスク管理委員会は、社長を委員長として2回開催され、グループ全体の重要リスクの特定およびその対応方針の決定、対応状況の確認等を行いました。

コンプライアンス委員会は、社長を委員長として2回開催され当社グループ全体の社内の諸規程や法令等の遵守の推進についての取り組み状況を確認いたしました。

内部統制システムをモニタリングしている内部監査室は、社長直属の部署として内部監査を定期的もしくは臨時に実施することにより、各部門・子会社の業務上における不測の事態を未然に防ぐとともに、業務改善と経営効率の向上を目指しており、平成28年3月期においては、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認いたしました。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付者による大規模買付提案を受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様判断に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報を確保するとともに、株式の大規模買付提案者との交渉などを行うこと等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる必要があると考えております。

#### ② 基本方針実現のための取組みの概要

石炭需要は今後も新興国を中心に拡大する見通しであり、当社グループは石炭販売と石炭生産の燃料事業を中核事業と位置づけて、引き続き新たな石炭権益の獲得を強力に進めております。

一方で燃料事業の業績は、石炭価格や外国為替等の外部要因の変動に大きく左右され、また昨今は、再生可能エネルギーやシェールガス等エネルギー資源を取り巻く構造変化も進んできております。

当社グループは、こうした将来のエネルギー資源ビジネスの変化に対応し、収益基盤の安定化・多様化を図るため、成長戦略として燃料事業における継続的な取り組みおよび新たなビジネスモデル構築と併せ、燃料事業以外の分野において新たな事業の柱を築くことで安定的な事業ポートフォリオを構築することが喫緊の課題と考え、新規事業の拡充を進めております。

こうした「石炭権益確保による中核事業の収益力強化」と「新規事業の育成による収益の安定化・多様化」という当社グループの成長戦略と、その実現に向けての各取り組みは、当社グループの株主価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に大きく貢献するものと確信しています。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年12月20日開催の取締役会において、「大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本施策」といいます。）の導入について、本施策の重要性に鑑み、有効期間を第152回定時株主総会終結のときまでとした上で決議いたしました。

その後、平成20年6月27日開催の第152回定時株主総会、平成23年6月24日開催の第155回定時株主総会、平成26年6月27日開催の第158回定時株主総会において、いずれも有効期間を3年間とする議案として上程させていただき、株主の皆様のご承認をいただきました。

本施策は、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20%以上を取得する大規模買付け行為を行おうとする者またはグループ（以下「大規模買付け者」といいます。）に対し、当社が定める大規模買付けルールの遵守を求めて、株主の皆様が大規模買付け行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報および期間を確保し、大規模買付け者が大規模買付けルートを遵守しない場合や当社の企業価値、株主価値が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相当な措置をとることができるとするものです。

なお、本施策の概要は以上の通りですが、詳細につきましては当社ホームページ上に掲載しておりますので、下記URLより株式会社の支配に関する基本方針の「当社株式の大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）」について」をご参照ください。

(<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>)

- ④ 上記③の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された当社の企業価値、株主価値の向上を確保することを目的とした取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役、社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められていること、当社の株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本施策を廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件および当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取組みであると考えております。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

### 7. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

---

(注) 事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。



# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>22,675</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>9,325</b>
現金及び預金	13,454	支払手形及び買掛金	1,969
受取手形及び売掛金	4,828	短期借入金	3,303
商品及び製品	1,693	未払法人税等	284
仕掛品	341	賞与引当金	234
原材料及び貯蔵品	880	ポイント引当金	50
繰延税金資産	136	その他の	3,483
その他の	1,340	<b>固 定 負 債</b>	<b>13,065</b>
貸倒引当金	△0	社債	45
		長期借入金	7,914
<b>固 定 資 産</b>	<b>32,606</b>	リース債務	1,435
<b>有形固定資産</b>	<b>23,053</b>	再評価に係る繰延税金負債	786
建物及び構築物	3,296	繰延税金負債	231
機械装置及び運搬具	7,270	退職給付に係る負債	410
土地	10,823	関係会社整理損失引当金	113
リース資産	1,467	資産除去債務	1,441
その他の	196	その他の	688
<b>無形固定資産</b>	<b>5,822</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>22,390</b>
のれん	4,473	純 資 産 の 部	
その他の	1,348	<b>株 主 資 本</b>	<b>29,593</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,730</b>	資本金	8,571
投資有価証券	2,422	資本剰余金	6,219
長期貸付金	880	利益剰余金	14,807
繰延税金資産	206	自己株式	△5
その他の	493	その他の包括利益累計額	3,289
貸倒引当金	△272	その他有価証券評価差額金	223
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	1,761
		為替換算調整勘定	1,305
		非支配株主持分	7
<b>資 産 合 計</b>	<b>55,281</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>32,891</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>55,281</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 連結損益計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		58,564
売上	原価		52,890
売上	総利		5,673
販売費	一般管理費		4,666
営業	業利		1,007
営業	業外		
受取	利息	272	
受取	配当	28	
受取	投資	50	
持分	による	190	
為替	差益	95	636
そ	の		
営業	業外		
支払	利息	181	
コミ	ット	9	
そ	の	73	264
経	常		
特	利		1,379
特	別		
固	定	1,630	
退	職	136	
補	給	268	2,036
助	付		
別	金		
特	別		
固	定	67	
減	損	231	
投	有	13	
投	価	782	
固	事	248	
補	業	74	
そ	の	48	1,466
税	等		
金	調		
等	整		
前	当		
期	純		
純	利		1,949
益	益		
法	人	913	
人	税		
法	住		
人	民		
税	税		
等	及		
調	び		
整	事		
額	業		
	税		
	額	△478	434
当	期		
純	純		
利	利		
益	益		1,515
非	支		
支	配		
配	株		
主	主		
に	に		
帰	帰		
属	属		
す	す		
る	る		
当	当		
期	期		
純	純		
利	利		
益	益		2
親	親		
会	会		
社	社		
株	株		
主	主		
に	に		
帰	帰		
属	属		
す	す		
る	る		
当	当		
期	期		
純	純		
利	利		
益	益		1,512

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,069</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,084</b>
現金及び預金	816	買掛金	6
売掛金	1,493	短期借入金	570
前払費用	28	1年内返済予定長期借入金	1,276
繰上税金資産	31	未払費用	137
繰上引当金	699	未払法人税等	65
	△0	預り金	58
		賞与引当金	863
		その他の負債	48
			56
<b>固 定 資 産</b>	<b>30,184</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,037</b>
有形固定資産	11,219	長期借入金	6,582
建物	1,622	再評価に係る繰上税金負債	786
構築物	101	退職給付引当金	98
器具備	55	関係会社整理損失引当金	232
土地	9,430	その他の負債	337
その他の固定資産	10		
無形固定資産	46	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,121</b>
ソフトウェア	26	純資産の部	
その他の資産	19	株主資本	20,318
投資その他の資産	18,918	資本金	8,571
投資関係会社株	1,211	資本剰余金	6,219
関係会社長期貸付	3,877	利益剰余金	5,532
繰上税金資産	202	利益準備金	460
繰上引当金	296	その他の利益剰余金	5,071
	△3,897	固定資産圧縮積立	806
		別途積立	1,000
		繰越利益剰余金	3,265
		自己株式	△5
		評価・換算差額等	1,813
		その他有価証券評価差額金	51
		土地再評価差額金	1,761
<b>資 産 合 計</b>	<b>33,254</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>22,132</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>33,254</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	38,463
売上原価	37,608
売上総利益	855
販売費及び一般管理費	1,446
営業損失	590
営業外収益	
受取配当金	1,477
その他	17
営業外費用	
支払利息	77
コミットメントファイ	9
その他	31
経常利益	784
特別利益	
固定資産売却益	1,616
特別損失	
固定資産除却損失	59
減損損失	231
関係会社株式評価損	80
貸倒引当金繰入額	50
補償の損失	74
その他	43
税引前当期純利益	1,862
法人税、住民税及び事業税	122
法人税等調整額	△344
当期純利益	2,084

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

三井松島産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 磯 俣 克 平 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 甲 斐 祐 二 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井松島産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井松島産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

三井松島産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 磯 俣 克 平 ㊤  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甲 斐 祐 二 ㊤  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条2項第1号の規定に基づき、三井松島産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第160期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員との地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

三井松島産業株式会社

常勤監査役  
常勤監査役（社外監査役）  
社外監査役

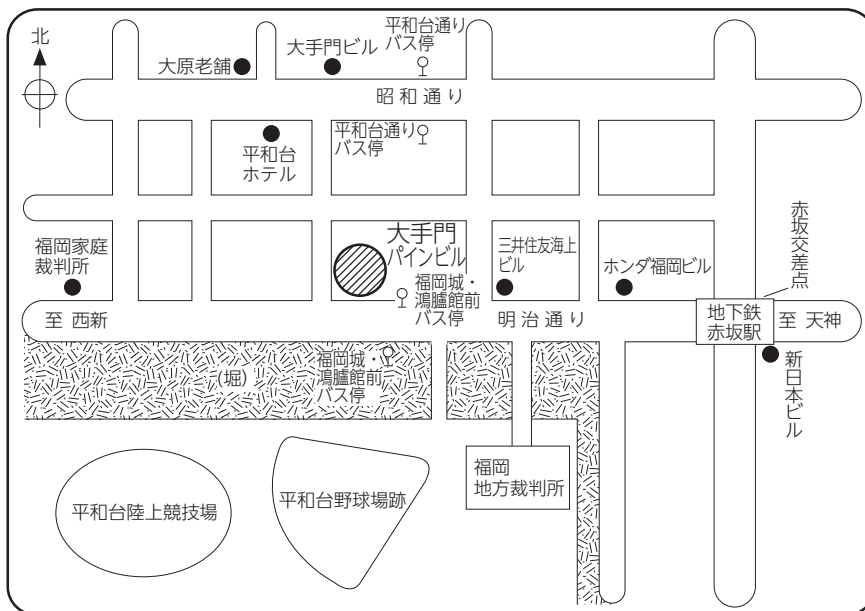
監査役会

高田 義 雄 ㊟  
荒木 隆 繁 ㊟  
野田部 哲 也 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 福岡市中央区大手門一丁目1番12号  
大手門パインビル 2階 会議室



## 【交通】

- 西鉄バス 福岡城・鴻臚館前下車 徒歩1分  
平和台通り下車 徒歩1分
- 地下鉄 赤坂駅下車 徒歩5分

## 【お願い】

駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。